

■第 422 回食品安全委員会

日時:平成 24 年 3 月 8 日(木)14:00~15:48

傍聴者:15 名

議事概要:

(1) 食品安全基本法第 21 条第 2 項の規定に基づく委員会の意見の聴取に関する説明について

- ・消費者庁からの説明。
- ・今般の変更の趣旨は、消費者庁設置に伴う形式的改正が大部分であり、改定案骨子を踏まえ、適切に変更されるよう、また、消費者庁において、食品安全行政の一層の推進のため、変更後の基本的事項に基づき、当委員会及びリスク管理機関との連携の強化を図るよう意見を提出することとなった。

(2) 食品安全基本法第 24 条の規定に基づく委員会の意見の聴取に関するリスク管理機関からの説明について

(ア) 遺伝子組換え食品等 1 品目

1) 除草剤グリホサート及びアセト乳酸合成酵素阻害剤耐性ダイズ DP-356043-5

- ・厚生労働省からの説明。
- ・本件については、遺伝子組換え食品等専門調査会において審議することとなった。
- ・厚生労働省から食品衛生法に基づく安全性審査を経ていなかった遺伝子組換え微生物を利用した添加物についての対応に関し報告。
- * 除草剤であるグリホサート及びアセト乳酸合成酵素阻害剤に対し耐性を持つダイズです。

(3) 農薬専門調査会における審議結果について

1) 「ホスメット」に関する審議結果の報告と意見・情報の募集について

2) 「スピロジクロフェン」に関する審議結果の報告と意見・情報の募集について

- ・担当委員の廣瀬委員及び事務局から説明。
- ・本 2 件に係る評価書(案)について、意見・情報の募集手続に入ることが了承された。なお、「スピロジクロフェン」については、評価書(案)の内容を確認した上で、手続に入ることとなった。
- * 1) 殺虫剤で、日本国内における農薬登録はありません。ポジティブリスト制度導入に伴う残留基準(いわゆる暫定基準)が設定されています。
- * 2) 殺ダニ剤で、かんきつ類、りんご等に使用し、きゅうり、トマト等へのインポートトレランス(国外で使用される農薬等に係る残留基準)の要請及び茶への適用拡大申請がされています。ポジティブリスト制度導入に伴う残留基準が設定されています。

(4) 食品安全基本法第 23 条第 1 項第 2 号の規定に基づき委員会が自ら行う食品健康影響評価について

1) 新開発食品「食品に含まれるトランス脂肪酸」に係る食品健康影響評価について

- ・事務局から説明。
- ・新開発食品専門調査会における審議結果が了承され、リスク管理機関(消費者庁、厚生労働省及び農林水産省)へ通知することとなった。委員長から、今回の食品健康影響評価の結果を踏まえ、リスク管理機関においては、今後とも日本人のトランス脂肪酸の摂取量について注視するとともに、引き続き疾病罹患リスク等に係る知見を収集し、適切な情報提供に努めていただくようお願いする旨の発言があった。
- * トランス脂肪酸: マーガリンやショートニングなど加工油脂や、これらを原料として製造される食品のほか反芻動物の乳や肉などに含まれる脂肪酸の一種です。悪玉コレステロールといわれる LDL コレステロールを増加させ、善玉コレステロールといわれる HDL コレステロールを減少させる働きがあるとされています。

(5) 食品安全基本法第 24 条の規定に基づく委員会の意見について

1) 農薬「グルホシネート」に係る食品健康影響評価について

- ・「グルホシネートの一日摂取許容量(ADI)を 0.0091mg/kg 体重/日と設定する。」との審議結果が了承され、リスク管理機関(厚生労働省及び農林水産省)へ通知することとなった。
- * 除草剤で、かんきつ、キャベツ等に使用します。今回、みつば、たけのこ、ホップへの適用拡大申請がされています。また、飼料中の残留基準の設定が要請されています。

2) 特定保健用食品「大人ダカラ」に係る食品健康影響評価について

・「提出された資料に基づく限りにおいて安全性に問題はないと判断した。」との審議結果が了承され、リスク管理機関(消費者庁)へ通知することとなった。

*ケルセチン配糖体を関与成分とし、体脂肪が気になる方、お腹周り・ウエストサイズが気になる方、肥満が気になる方に適する旨を特定の保健の用途とする清涼飲料水形態の食品です。

(6) 食品安全委員会の2月の運営について

・事務局から説明。